

松山市暴力団排除条例

が**改正**されます。

令和3年1月1日 施行

松山市暴力団排除条例は何を禁止してるの？

暴力団排除特別強化地域で次の行為を**禁止**しています。

- ① 特定営業を営む者が、その業務に暴力団員に従事させること
- ② 特定営業を営む者が、暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- ③ 特定営業を営む者が、暴力団員に「用心棒代」や「みかじめ料」を支払うこと

違反したらどうなるの？

相手が暴力団員であることを知って違反すると、その特定業者と暴力団員は、

1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

👉違反してしまっても… **★ここが改正のポイント！**

特定業者が**自首**した場合は、**減刑**または**刑の免除**ができるようになります。

特定営業とは？ **★ここが改正のポイント！**

規制の対象となる営業の範囲を**拡大**します。

改正前

- ① 風俗営業
- ② 性風俗関連特殊営業
- ③ 特定遊興飲食店営業
- ④ 接客業務受託営業
- ⑤ 深夜営業の酒類提供飲食店営業



改正後

- ① 風俗営業
- ② 性風俗関連特殊営業
- ③ 特定遊興飲食店営業
- ④ 接客業務受託営業
- ⑤ **飲食店営業**
- ⑥ **風俗案内営業**
- ⑦ **客引き営業**
- ⑧ **スカウト営業**

※①～④は変更ありません。また、左表の⑤深夜営業の酒類提供飲食店営業は右表⑤飲食店営業に含まれます。